

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）皆さん、こんにちは。三番目、午後のトップバッターということで、23番 井上勝彦、ただ今より一般質問させていただきます。

今回の一般質問につきましては、2点質問させていただきたいと思っております。一つ目につきましては、橋本市文化センターの複合施設としての活用についてということであります。それから二つ目につきましては、指定管理者制度についてということで、よろしく願いをいたします。

まずはじめに、橋本市文化センターの複合施設としての活用についてであります。本市には現在、4カ所の文化センターがあるわけでございますけれども、これらの施設につきましては、皆さんもご存じのとおり、過去の同和対策事業、その後におきましても、地方改善事業における施策の一環として設置されて運営されてきたものであります。また、これらの関連法律につきましては、数年前に既に終了いたしまして、平成13年でしたか、関係地区を取り巻く状況も大きく変わってきております。

しかしながら、運営方法などにつきましては、今日におきましてもなお旧態依然に行われておりまして、地域の現状、時代に即した方法に改めるべきではないかということで、今、周辺地域も変わっておりまして、大きな課題となっていておられるわけでありまして、また、

施設の運営に関する県費補助も近く打ち切られる見込みであり、予算的なことも含めまして、今後の活用方法を速やかに考える必要があると考えます。

つきましては、これらの施設すべての運営を抜本的に見直しまして、地域の総合福祉センターとして活用してはいかがでしょうかということであります。

今日、高齢者や障害者に対する幅広い施策が緊急かつ重要な課題であり、行政に具体的な実現を強く求められているところであります。このようなときにこそ、これらの施設をうまく利用し、高齢者や障害者のための複合施設として活用することは、まさに時代にふさわしい、現状に合ったやり方だと思いますけれども、いかがでございましょうか。

運営はアイデア次第でいくらでもあると思っております。例えば、最近ではNPOとかボランティアの協力なども多く受け入れられ、活用されてきております。要は行政のやる気であり、情熱であると思っておりますが、そのような考えがあればお示しを願いたいと思っております。

その中で、第一点目につきましては、現在文化センターに置くところの施設の活用でございまして、現在、人権推進室の中でやられておるわけでございますけれども、人権推進室の機構改革についてお尋ねをしたいと思っております。今後どのような考えでおられるのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、二番目におきましては、橋本市障害者福祉計画というのが今年の3月に計画されたわけなんですけれども、その中におきまして、33ページでしたか、文化センターのあり方というものも、一応福祉計画の中に組み込まれておるわけでございますが、そういっ

たものの計画の中の障害者福祉についての考え方というか、今後のスケジュール、計画等についてお考えをお聞きしたいと。

三つ目におきましては、高齢者福祉計画でありますけれども、そういった健康生きがい対策というか、そういったものも含めたもので高齢者福祉計画についての、この文化センターのあり方というものをお聞きしたいと思います。

四つ目につきましては、地域の福祉コミュニティセンターとして幅広い施策が重要であると考えますが、市当局の答弁をお願いをしたいということであります。現在、このことにつきましては、既に二つの文化センターにおきましては、デイサービス等も実施しておりますわけですが、もっと幅広く、そういう施設の活用について市当局の考えをお聞きしたいと思います。

それから、指定管理者制度についてであります。指定管理者制度につきましては、業種ごとにこの指定管理の制度というものを市当局は設けておられるわけなんですけれども、この業種によりまして、いろいろな問題点というものが意見として出ておられるわけがございます。

その中の一つ目でありますけれども、現在の条例、規則、要綱といったものに対する、そういった指定管理者制度に基づく条例とか規則、要綱があるわけなんですけれども、これを縛るだけ縛って強化することも大事であるかと思っておりますけれども、本当に市民のためになるのであれば、業種によって、もっともっと規制緩和をしていくということで、指定管理者制度そのものを市民のために有効に使っていただけるような、そういうのも必要であると考えますけれども、当局のお答えを願いたいと、このように思います。

それから、二つ目は、関連をするわけなんですけれども、地元業者育成についてどのよ

うに考えているのかということなんですけれども、指定管理というものについては、やはり地元の業者の育成という、そういうことを市長もいつも言葉に出されておられるわけなんですけれども、やはり地域の発展というものは大手に任せれば楽ではありますけれども、地元業者というものを育成し、発展させていくことが一番大事であると考えます。このことについては非常に不振にというか、そういうふうに関心を持っていただかないかという意見が非常に多いわけがございますけれども、その点についてひとつお答えを願いたいと。

それから、三つ目は業者選定についてであります。業者選定につきましては、市の中でいろいろな業種に基づいて業者選定を行っていると思うわけなんですけれども、一つの業者選定につきましては、要するに業者の各業種によっていろいろと意見があるわけなんです。そういった地元の業者の意見というものを聞いていただけるような、そういう場もつくっていただいて、そしてその中でいろいろと検討していただけるという、そういうふうなことがなされてなくて、一方的に締めつけるだけ締めつけて、結局業者の意見が何も通らないというような意見が非常に多いわけがあります。この点についてひとつお尋ねしたいと、このように思います。

それから四つ目につきましては、これは指定管理者制度における市当局の、公共の福祉というか、福祉に対する基本的な考えというもの。市民サービスという観点から、市長及び当局の三役の皆さんの考え方というか、そういったものについてお考えをお聞きしたいと、このように考える次第でございます。

壇上での質問はこれぐらいで、また質問席から質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）23番 井上君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）井上議員のご質問にお答えいたします。

橋本市文化センターの複合施設としての活用についての一点目の、人権推進室の機構改革につきましてでございますけれども、議員のご意見も踏まえて、人権教育、啓発に効果的な組織のあり方を、今後の機構改革の際に検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についての一点目の、条例、規則での規制緩和についてですが、地方自治法に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めております。その内容は施設によって異なりますが、国の補助金等により建設されている場合は、補助の根拠法令及び交付の目的などに基づいて条例が制定されます。仮に補助金等の交付決定内容等に違反し、他の用途に使用したときは、補助金等の返還が必要となります。また、施設建設にあたっては設置目的等、地元へ説明し、予算、設置管理条例の議会議決などの一連の手続きを行っております。したがって、公の施設の用途変更については慎重に進める必要があると考えます。

指定管理者制度における市内業者の育成については、施設の性格・規模、設置目的、地元産業の活性化、雇用対策等を勘案して取り組んでまいります。また、選定にあたっては、「橋本市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」の選定基準に照らして、施設の設置目的を効果的に達成するため、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定してまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（名迫文一君）登壇〕

○市民部長（名迫文一君）文化センターについてお答えします。

文化センターは、現在、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業の隣保事業に位置付けられ、隣保館設置運営要綱並びに橋本市文化センター設置及び管理条例等によって運営しているところであります。

おただしのように、昭和44年より、同和対策の一環として隣保館事業を実施してまいりましたが、平成8年の「地域改善対策協議会の意見具申」並びに「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定により、隣保館が一般対策として位置付けされ、また平成14年3月の地対財特法失効時には、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うとされました。

本市はこの要綱の目的に沿い、条例を定めて取り組んでまいりましたが、議員のご指摘のようなご意見もいただいておりますので、国等の動向を見守りながら、今後、橋本市文化センター運営審議会や各センター運営委員会並びに関係団体のご意見をいただき、検討してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）最初に、「橋本市障害者福祉計画及び高齢者福祉計画」についてお答えいたします。

平成19年3月、障害者施策を推進するために、指針となる橋本市障害者計画及びその計画に基づく福祉サービスや、相談支援の種類ごとの見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めた、橋本市障害福祉計画を

策定いたしました。この計画には、触れ合いと交流による福祉教育の推進として、文化センター主催の野外研修などに、障害者や障害のない市民がともに参加できるよう条件整備を図り、障害者と地域住民の交流を促進するとしており、今後、その機会の確保を検討するとともに、地域に密着した文化センターにおいて、障害者の雇用を推進する職業相談事業等を行い、障害者の雇用の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者福祉計画についてであります。この計画は要介護高齢者に対する介護予防サービスのみならず、自立した高齢者の生きがい対策、介護予防、生活支援など、高齢者の保健福祉事業全般にわたる計画となっております。

その中で、特に、介護予防の推進、施策の方向におきましては、「高齢期の生活の質の向上を図るため、介護予防に関する意識啓発を進めるとともに、地域での介護予防活動を促進する。また、地区公民館等を活用し、地域に出向いて実情に応じた活動を行う。」としております。こうしたことから、今後、さらに地域のボランティアサークルや団体などに協力を働きかけるとともに、地域に密着した文化センター等を利用した介護予防事業の充実に努めてまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

次に、おただしの「指定管理者制度における市当局の福祉に対する基本的な考えと、市民サービスについてどのように考えているか」についてお答えいたします。

申すまでもなく、福祉とは、「社会のすべての人が幸せで安定した生活を営むこと」であり、また、公の施設とは、公共の利益のために多数の住民が利用することを目的として設置されております。指定管理者制度導入の目的は、多様化する住民ニーズに、より効率的、

効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、公共サービスの向上を図るとともに、あわせて経費の削減を図ることにあります。

また、「福祉」に対する考え方は、これまでは行政が中心となり、一部の限られた人に対して経済的な支援やサービスの提供を行うことと考えられがちでした。しかし現在では、「福祉」とは毎日の生活の場面で、住民一人ひとりが安心して自分らしく暮らすために必要なものであり、さまざまな生活課題に対応することへと広がってきております。指定管理者制度を導入することによりまして、民間の社会福祉法人等に門戸を開放し、法人の有する活力やノウハウを活用することにより、より質の高い福祉サービスの向上を図れるものと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君、再質問ありますか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）今、企画部長と市民部長、それから健康福祉部長、答弁いただいたわけなんですけども、通りいっぺんの話でいっこも変わってない。今後考えていきますと。平成14年の3月に対策事業が終結して、今現在、19年ですな。何にもせんとこれから考えていきますと、もう既にご存じのとおり、今も、先ほども答弁ありましたけども、旧高野口町では、今、福祉部長が言われたように、第2種社会福祉事業法に基づく福祉事業ということで、既に福祉課に移管をされて事業展開を進めていこうという指針も出て、やってきたわけなんです。去年、合併と同時にまた後戻りをして、旧橋本市が、その14年の指針に基づいてやっておけば、いまだにこういう人権推進で引っ張る必要も何もなかった。現在、それじゃ文化センターがどういうことを

やっているかというのをご存じですか。4館の中で2館がどういう事業をやっていますか。お答えください。まず。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）議員おっしゃられましたように、平成14年の8月29日で隣保館設置運営要綱が改正されております。その中で、隣保館につきましても、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となるというような要綱の内容になっておりまして、橋本市としましても、この要綱の内容に基づいた文化センターを運営しているというふうに認識はしております。

しかし、その中で、生活上の各種相談事業や、人権課題の解決のための事業も総合的に行えということになっておりまして、先ほど言いましたように橋本市においても各4館、それに基づいた事業を実施しておると。ただ、その中で、伏原の文化センターにつきましても、議員おっしゃるような隣保館デイサービス事業という特殊な事業をしておるのは事実でございますが、それは基本事業とは別に、特別事業としての事業をされておるということで認識はしておりますけれども。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）何も特別事業と違うんですよ。あなた、法律で何でデイサービスセンターができたかというのを基本的に勉強してないからわからんのでしょ。13年度にもう既に、そういう隣保館の施設そのものを発展的解消ということで、各地域の人権、人権というものにつきましても4館でやるべきものではないと。橋本市全体のものでやるべきものでしょ。人権啓発、人権の問題については。

もちろん、同和対策事業に基づく、同和に対する人権も大事ですけども、既に国や県につきましても、人権たるものはいろいろな人

権差別については、女性差別、障害者差別もあればあらゆる人権というものについてのそういう啓発については、やはり人権推進じゃ到底できへん問題では。ありますか。人権推進でできますか。教育委員会も含めて。市全体で取り組まんなん問題でしょう。

それと今、私の言っているこの文化センターで人権啓発をやっておれば、橋本市の問題が解決するということではないわけで、そういうところへおんぶだっこされていること自体が遅れておるということなんです。

人権推進室の機構改革というのは、そういう意味で、大きな意味で、例えば橋本市の教育委員会の、要するに生涯学習の一環として、その中で取り組むとかいう、その改革がなされん限りは橋本市は何ぼでも遅れていくと。文化センターそのものについては、既にもう名古屋の文化センターにおきましても、伏原文化センターにおきましても、例えば岸上の文化センター、原田文化センターあるわけなんですけども、この施設につきましても、要するに障害者の福祉に関する施設に使えるような、例えばトイレつとつてもバリアフリー化されて、施設としてはかなりきちんとした整備されておるわけなんですよ。そういう施設を、市全体の中で発展的に市の全員の皆さんが使えるような、そういう福祉の施設に転換をしていく必要があるのではないかと。4館を。

例えば、私の言っているのは、あなた方抽象的な答弁してますけども、橋本市全体の中で、例えば総合福祉センターというのも、これ合併時にも三つの重要課題の一つとして、先ほど午前中も話してましたけども、これは建設に向けてやっていくと。その出先として、今からやっておけば、総合福祉センター建設の後で、その地域、地域でそういう福祉の総合的なそういう事業、元気な人、お年

をいってても元気で生き生きとできるような、そういう事業を展開していくことによって、総合福祉センターができ上がった時点で、もう既に各地域で何か所かそういった文化センターの中を、文化センターということではなしに、そういう福祉の拠点としてやっぱり展開をしていくといえますか、そういう抜本的な考え方に変えていくという大きな意味で私は質問させてもろうてるんで、そういう機構改革の中で、やはりやるべきものはやっていくということで、そういう意味で、一応、そういう考えがあるのかないのかということをご答弁ください。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）先ほど答弁させていただきましたように、隣保館事業につきましては、基本事業と特別事業がありまして、その基本事業の中に、議員おっしゃるように地域福祉事業というのが確かにございます。

現在の文化センターの全体の事業といえますのは、この基本事業の、六つほどあるんですが、この六つを基本的に行っておるところでありまして、議員おっしゃるように地域福祉事業を重点的にというところにつきましては、先ほどの最初の答弁で申し上げましたように、各センターの運営委員会等々のご意見をいただいて検討していきたいということで、ご答弁をさせていただいたつもりであります。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）文化センターについては、もちろん運営委員会という等々あると言ってますけど、これは運営委員会そのものは全部ボランティアでしょう。あんたとこ運営委員会と言ってるけど、運営委員会はボランティアですよ。無償でやってるんですよ。文化センターそのものは、既に。費用弁償渡してますか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）費用弁償につきましては、ちょっと私、掌握しておりません。申しわけございません。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）費用弁償も渡してるや渡してないやわからんような運営委員会に相談しますって、何を言ってるんですか、あなた。文化センターそのものは、既に全部4館とも委託しておるんでしょう。無償でボランティアでやっているところは委託してるん違いますか。もういっぺん答弁しなさい。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）大変申しわけございません。各4館とも全部、運営協議会のほうに事業そのものを委託しております。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）市長、ちょっと答弁願いたい。この文化センターの4館を今後、既に委託をしているわけなんですけども、委託している事業というのは今部長が言われたように、そういう五つか六つの事業だけに限定されて、施設が有効に使われておらないところに問題があるんですよ。ですから、お金を出しなさいというのではなくて、民間に委託を、例えば委託をしておるんやけども、そういった事業が、例えば障害者福祉支援事業、あるいは高齢者の事業に、総合福祉センターの拠点地域として、要するに4館を、福祉の総合的な事業ができるようなところに転換をしませんかと言うてるわけです。既にもう委託をしているわけでしょう。補助金切られてしもうたら集会所にもう放ってしまうんですかということです。どちらなんですかと。福祉のそういう重点的な施策で、第2種社会福祉事業法に基づく施設として、発展的にもっと充実させていく気があるのかないのか。それだけちょっと聞かせてください。そういう

ことなんですよ。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）この三役の、三役というんですか、トップの考え方なんですわ。トップがそういうことで充実させていく、いやいや閉館させますんやと、もうつぶすんやと。それでも結構なんですよ。どちらでもいいんですから、もったいないからその施設を充実させていくためにやらんかいと言うてるわけなので、やらなきゃやらないで、それで結構なんですよ。それをちょっとご答弁くださいということですよ。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

非常に興味を持たれておられます井上議員に、敬意を表したいと思います。私も非常にそうした文化センター等の運営への関心があるものですから、この間も名古屋の文化センターの文化祭、これも何時間といてきました。何百点と所狭しと展示されて、多くの皆さんが寄って一堂に会して、そうして一年間の作品を評価しながら、皆、また高齢者の皆さんが非常に多かったように感じるわけですが、そういう福祉の度合いというのは幅広くございますけれども、そういう福祉の面も言葉の中でいろいろと交流を、二階の畳の間で私らも一時間ほど懇談しました。伏原の文化センターも去年、見させてもうて井上議員にもお会いしましたけども、やはり地域のぬくもりというんですか、そういうことがあるものですから、非常にそれぞれの活躍はしていただいておりますなど、これは委託してその成果が上がっておりますなど、私は評価しております。

ただ、今後については、一応御説のそういう福祉の度合いによりましては、やっぱ

り濃密的に地域のよりどころとして生かされれば、できる限りそういうように存続しながら充実していくように、ひとつ検討してまいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）この点につきましては、一般質問等々でやると時間がかかりますので、各課でのこれからの検討を早急にしていただいて、そしてこの福祉センターそのものは、今市長がおっしゃったように充実をさせていきたい、させていくつもりやということでございますので、それは市長もご存じのとおり、副市長も今度文化センター、いっぺん4館回ってもうたらええと思うけど、内容わからんと思うんですよ。

要するに、企画する上では企画部長、企画部長じゃなしに理事もいっぺん4館回ってください。そして、どんなことをやったらええなというのを、施設も見てみたらわかるさかい。どこに問題があるか、これやったらどんなこともできるなということを総合的に判断して、地域の拠点、拠点というのは例えば学文路からも来てますし、無料ですからデイサービスも来てますけども、今年はボランティアで、要するに和歌山の健康生きがい一座という25名の方が、やはりボランティアで来ていただいて200名、満タンで202名ぐらいの人が障害者の、悠久の杜の障害者の方も、施設に入っている方も10名ほど来てくれたかな。そして、障害者も高齢者も子どもも一緒になった施設として、既に動きかけておるわけなんですわね。

そやから、人権なんていうものは別のところでやると。これは抜本的に橋本市全体の中でやるということで、やはり福祉の拠点として、学文路あたりからものすごい喜んで来てますよ。それはもう障害を持った方、トイレがセンターにあるので、車いすで入れるさ

かいに来さしてもうたんやということなんですよ。そういうところに目をつけて、市民のサービスをそういう施設を有効に使っていくという情熱がなかったらあきませんよ。机上論だけではあきません。だから、それをきちんと現場を見て、この施設であればどういうふうな福祉サービスができるなということをちゃんと把握をして、計画をしていただきたいということを、三役の方にもいっぺん見ていただきたいと思います。

次に移ります。指定管理者制度についてありますけども、今、吉田部長がおっしゃったように、条例とか規則、国の基準にのっとってやっている。これは通りいっぺんの話でありまして、要するに私は、規制緩和というのをなぜしないのかということなんですけども、もちろん、そういうものを守っていくことも必要、それにのっとってやっていくことも必要なんですけども、地元の業者というのはそれぞれのノウハウを持って、それぞれの業種がたくさんあると思います。建設業もあれば環境面もあれば、福祉面のものもありますよ。それで、その業種によって規則とか要綱によって締めるだけ締めて、ぐるぐる巻きにしてしまうと、なかなか民間の業者が入りにくくやっている。これでは業者もなかなか入っていきにくいという意見があるわけです。

ただ、そういった地元の業者の育成という立場に立って、やはりゆるやかにできるところはゆるやかにしていくという考えを持っていただかんとあかんと思うんですけども、そのところの規制緩和について、どういうところでやっていけるのかということ、もういっぺん、再度答弁をお願いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）指定管理につきましては、主に市の施設でございますけれども、

直営管理から民間にして管理替えをするということでございます。現在、20近くある施設につきましては、ほとんどこの前行ったばかりで、競争の中で選考したという施設ではございません。今後出てくる中では公園なんかもございますし、そういうことも含めた中で、地元業者選考ということをしていきたいというように考えてございますけれども、あくまでも条例、規則につきましては、その施設の設置管理条例でございますので、この考え方というのは、また規制緩和、設置を管理、使用目的を変えていくというようなことでございますので、そのところにつきましては、また違う議論でなければいけないというふうに考えてございます。

ただ、地元業者の選定、業者選定につきましては、これは募集要項の問題でございますので、今後、施設によりましては、その規模とか内容によりまして、地元を優先するような募集要項も考えていく必要があるかというように考えてございます。なにしろ、指定管理の一般公募というような形が、最近、橋本市としてもまだ二、三の例でございますので、そういう形は出てございませぬけれども、今後、十数種類の指定管理の施設を更新していく中で、地元でできるものは地元とするような考え方を取り入れていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）ただ、指定管理者制度そのものについて、いいとか悪いとかというよりも、私はそういう施設を有効に民間のノウハウを入れて、やはりコンパクトに、行政が主導でやるのではなくて、民間でできるものは民間に委託をしていくというのが、この財政難で、十分民間でもノウハウを持って、行政ができないことが民間でできるということについては、ものすごいやっていくべきや

と僕は思ってますけども、一日も早くやるべきやと思ってます。まだ遅いくらいなんです。

そうやけども、例えば選定をするときに、あなた方がどれだけの今までの施設の経過とか経緯、地元の意見、地元の声が本当に反映されているかといったら反映されてないんですよ。要するに机上論ばかりで、どんどん選定し、難しい何やかんやと点数制度をつけたり、とにかく本当にお年寄りや障害者の願いというものがどこにあるかということをも十分把握しないで、結局やるということに対して、非常に、私が言ってるんじゃないんですよ、市民の皆さんが言っている声を私が今言っているんですから。

まだ、民間委託されているかどうかわかりませんが、例えばこの文化センターもそうですけども、例えば福祉のデイサービスセンターとかというところにつきましては、要するにもともとある条例に基づいた選定をすると。そうじゃなくて、やはり幅広く地元のニーズに合わせた、地元の声を反映させるような、そういうところへ物事を持ってくる。単純に机上論だけでやるということについては、市民のニーズに、サービスになってないわけです。これからも民間委託はどんどん進んでいくだろうけれども、一般公募というて、財政的に裕福な、大手は皆財政は豊かなんです。しっかりした資格を持った者もたくさんおると思いますが、業種によっては地元でやれるだろうというものにつきましては、やはり地元へ税金を使う。地元の業者をお願いをすることによって、また活性してくるわけなんですから、そういう意味におきましては、やはり業種、業種がありますけども、そういう専門分野の業者については、地元業者を最優先していくという立場に立ってほしいと思うわけなんですけども、その点について再度、財政改革委員長の理事に、ちょっと、

いっぺんご答弁願います。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）言われることは理解させていただいておるつもりでございます。その施設の性格とか、規模とか、設置目的とかというふうなこともございますし、それに補助金をいただいて設置したのに対しては、従来と同じ使用の、指定管理者制度をするにしても、使用の仕方をせないかんというふうなこともございます。

議員言われるように、地元を優先して指定管理者にせえよというふうな話でございますけども、優先するというのはようわかるんです。そやけど、どの程度まで優先したらええかというのが、匿名にするとかというふうな話になりますと、また所掌問題も出てくるかもわかりませんので、基本的に議員言われる考え方と相違はないというふうに考えております。ただ、いろんな諸事情によって地元を最優先できん場合も、まだ勉強不足で、それは何やと言われたらちょっと思い浮かばんですけども、そういうふうなことが出た場合には、それなりの指定管理者制度の公募の仕方というふうなのがあるかと思っております。

そもそも指定管理者制度なるものは、規制緩和の上になった制度でございますので、それをまた縛るというふうなことではいかんのかなとは思っておるわけでございますけども、地元優先というのもようわかります。ですから、地元優先が必ずしも地元優先が絶対やということにはならん場合もあると認識しておるようなところでございますので、基本的に、井上議員言われる考え方とは相違はないというふうに、私は思っております。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）なかなか理事は、非常に言葉で私もごまかされてしまうんですけど。

ただ、言葉で、そのことを実行していただいたら、私は、それはもう民間委託というのは、要するに指定管理というのは規制を緩和しないとなかなかできないんですよ。条例と規則で縛ってしまうとね。旧態の条例というのは吉田部長が言われたように国の基準とか何とかありますけども、それは何も基準であって、市民のためになることであれば、規制は外したらええだけのことで、国に言ったらええんです。これはこういうことで緩和したいと思うので、こういうサービスをせな市民は納得いかんのですと。

古いやつは全部、あんたらの条例改正はどんどんどんどん、いつの間にか条例改正でどんどん変わってきて、あんたらの、あんたらのやで。市民のための条例を変えなあかん。市民のためになるように条例を変えるということであればええけども、あんたら規制するために条例かえてくるだけや。

ほんで、もう一つ言うときますけども、各課でやはり課長とか若い職員がちゃんと完全なものにして、補助金もこんだけ入ってこれだけのものができるんやということで、要するに上へ上げると。上の人らは何にもわからんさかい、ぼんとけてまう。特に副市長なんかでも、もっと課の課長に権限を持たせてあげて、ある程度仕事させてあげな、私、はっきり言うておくけど、上の人で全部べつと飛ばされてしまうんや。もうそういう意見がたくさんありますよ。もっと幅広く、もっと高所、大所に立って、課長に権限を持たさなあかんのや。部長以上はとにかくほんまに机の上の机上論だけや。何にも市民のためにならん。そういう意見もたくさんあるということで、やっぱり申し上げておきますので、ちゃんと把握をして、細かいことはごじゃごじゃ言わんと、とにかく、どんどんどんどん市民のためになることやったらやってもらおうと。

失敗したら責任持っちゃろよというぐらいの覚悟でやらしたってもらわんと、そんなもん何だかんだって縛ってしまおうたら何にもできません。私はそない思います。

そういう意見、また市民の皆さんが、本当に市民のためになるような行政を行ってほしいわけです。かっちゃん言うてよ、という声がたくさんあるんですわ。そういうことでございますので、地元業者のためにとりあえず頭の中身を変えてもらう、意識を改革してもらおうということをお願いをいたしまして、お願いというよりもやってもらおうということで、最後にいっぺん副市長、所見をお聞きをして一般質問を。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今、井上議員がおっしゃられたようなことを、私も本当は、何でもどうぞ皆さん、思う存分自由にやりなさいと言いたいところなんです。しかし、私としては、やはり行政の市長の次に一応財政とかを預かる立場にありますので、その課の課長がやりたいと言っても、市全体を見たときに、やはりその高所に立った中でどうすべきかということの中で、一応ものを言わせてもうてるつもりでございます。

指定管理者制度につきましては、やはり基本とした考え方というのが、直営でやるべきか指定管理者制度にすべきか、あるいは本来これは市がすべきものではないのかといった、そういったところもきちっと分析した中で、市としては進んでいくべきであると思っております。

業者に対しましても、地元で地元業者を優先していくのが、いろんな面でやはりいいというものについてはそういったこともしていかなければならないと思いますし、それにつきましては、設置施設の設置目的や事業の内容によってケースバイケースで、どうするの

が一番いいのかということを考えながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）そういうことで、中身はたくさんあるんですよ。例えば幼保一元化問題にしても、本当にこども園を成功させようと思えば、やっぱりきちんとしたこども園としてのサービスが、官よりも民のほうが良かったよと言うためには、ある程度規制も緩和していかないかんし、今、例えば、朝からも言うてましたけど、子育て支援なんかでもこれから考えていきますと、そんなことでこども園がでんのかいなど、私は不信に思ってますよ。本音に、やっぱりもっとそういうゼロ歳児からでも、10人でも20人でもどんどん民間の方をどんどん入れていきますよとか、3人とか5人とかで絞らんと。そういう本当に民間に委託していこうと思ったら、やっぱり規制を緩和せんとなかなかできない。例えばの話ですけど。

そういう一つとってもそうなんですよ。ですから、環境面あるいは建築の問題、福祉の問題、今、副市長言われたように、そういった業種によっては、ちゃんと地元の業者育成のために、要するにちゃんとした規制も緩和していくという立場に立っていただいて、そして活性を、市の、これから三位一体の中で市民がほんまに幸せに、サービスを受ける、市民サービスも大事ですけど、業者の育成もちゃんとした立場に立って税金を有効に使っていただきたい。そういう政策をつくり上げていくということで、今後また楽しみにしておりますので、今回は、もう1時間たちますので、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これをもって、23番 井上君の一般質問は終わりました。

この際、2時10分まで休憩いたします。

（午後1時59分 休憩）